

平成十一年通商産業省令第七十四号

中小企業等経営強化法施行規則

中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第四条第一項、第五條第一項及び第十七條第二項の規定に基づき、中小企業等経営革新支援法施行規則を次のように定める。

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、中小企業等経営強化法(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

(情報処理に関する高度な知識又は技能を活用して行う業務)

第二条 法第二條第四項第四号の経済産業省令で定める業務は、情報処理サービス業(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)以下「情報処理促進法」という。)第二條第三項に規定する情報処理サービス業をいう。、ソフトウェア業(情報処理促進法第二條第三項に規定するソフトウェア業をいう。)

第三条 法第二條第八項の投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者は、経済産業省令で定める要件に該当する者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約によつて成立する組合、商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約によつて成立する匿名組合、投資事業有限責任組合(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第二條第二項に規定する投資事業有限責任組合をいう。以下同じ。)

若しくは有限責任事業組合(有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第二條に規定する有限責任事業組合をいう。)

第四条 法第二條第八項の新事業活動に有用な高度な知識又は技能を有する者として経済産業省

令で定める要件に該当する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 我が国の国家資格(資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、又は当該資格に係る名称を使用することができないこととされているものをいう。)を有すること。

二 博士の学位を有すること。

三 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の上欄の高度専門職の在留資格をもって在留していること。

四 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において教授又は准教授の職にあること。

五 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式若しくは同法第六十七條の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社(以下「上場会社等」という。)

又は上場会社等でない会社(新事業活動に係る投資及び指導を新規中小企業者等に対して行うことを業とする者として第三條で定める要件に該当する者から投資及び指導を受ける会社に限る。)の役員又は会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百六十二條第四項第三号若しくは第三百九十九條の十三第四項第三号に規定する重要な使用人として、一年以上の実務経験があること。

六 国又は国から委託を受けた機関が実施する事業であつて、将来において成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され、従事してしたこと。

七 認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、製品又は役務の開発に二年以上従事し、かつ、次のイ又はロに該当すること。

イ 当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において継続して上場会社等である場合、当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が増加しており、かつ、当該

期間の開始時点において当該製品又は役務の売上高が当該機関の全ての事業の売上高の百分の一未満であり、かつ、当該期間の終了時点において当該製品又は役務の売上高が当該機関の全ての事業の売上高の百分の一以上であること。

ロ 当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において継続して上場会社等でない場合、次の(一)から(四)までのいずれかに該当すること。

(1) 当該機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点における全ての事業の売上高が二十億円以上であること。

(2) 当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点の売上高が二億円以上であること。

(3) 当該機関の従業員として当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の全ての事業の試験研究費その他中小企業等経営強化法施行令(平成十一年政令第二百一十一号)第三條第一項に規定する費用の合計額(以下「試験研究費等合計額」という。)が百分の四十以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点における全ての事業の試験研究費等合計額が二千五百万円以上であること。

(4) 当該機関の当該製品又は役務の開発に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の試験研究費等合計額が百分の四十以上増加し、かつ、当該製品又は役務の開発に従事していた当該期間の終了時点の試験研

究費等合計額が二百五十万円以上であること。

八 認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、製品又は役務の販売又は提供に二年以上従事し、かつ、当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において継続して上場会社等でない場合、次のイ又はロに該当すること。

イ 当該機関の従業員として当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた当該期間の終了時点の売上高が二十億円以上であること。

ロ 当該機関の当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該製品又は役務の売上高が百分の百以上増加し、かつ、当該製品又は役務の販売又は提供に従事していた当該期間の終了時点の売上高が二億円以上であること。

九 認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において、本邦の公私の機関との契約に基づいて、資金調達に二年以上従事し、かつ、当該機関が、認定を受けようとする社外高度人材活用新事業分野開拓計画を開始しようとする日から遡つて十年間において継続して上場会社等でない場合、当該機関の当該資金調達に従事していた期間の開始時点に対し、終了時点における当該機関の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二條第十六項に規定する資本金等の額(以下この号において「資本金等の額」という。)が百分の百以上増加し、かつ、当該資金調達に従事していた当該期間の終了時点の当該機関の資本金等の額が一千万円以上であること。

(事業再編投資の要件)

第五条 法第二條第十三項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 主として経営力向上(事業承継等を行うものに限る。)を図る中小企業者等(金融商品

取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式を発行している株式会社を除く。であるものの株式又は持分を取得及び保有する投資事業であること。

二 投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等の株式の取得価額の割合が百分の五十以上であること。

（事業再編投資）

第六条 法第十三項の経済産業省令で定める事業は、投資事業有限責任組合の無限責任組合員が当該投資事業有限責任組合によりその株式を保有されている会社に対して経営資源を高度に利用する方法に係る指導を行う事業（当該会社の事業の成長発展を図るため、必要に応じ、当該会社の取締役に対し経営に関する意見を述べることを含むものに限る。）を営むことを約する投資事業有限責任組合契約に基づくものとする。

（先端設備等の要件）

第七条 法第十四項の迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定める設備等は、直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであって、次の表に掲げる指定設備に該当するものとする。

指定設備の種類	対象となるものの用途又は細目
減価償却資産の種類	
機械及び装置	全ての指定設備
器具及び備品	全ての指定設備
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
建物附属設備	全ての指定設備
ソフトウェア	全ての指定設備

2 前項の設備等のうち、中小企業者の生産性の向上に特に不可欠な設備等は、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠なものとする。

各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降三箇年度におけるものに限る。）を平均した額と設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額（診断及び指導に係る要件）

第八条 法第六条の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 株式会社であること。
- 二 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式又は同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であること。
- 三 次のイ又はロに掲げる会社以外の会社であること。

イ 発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資の総額が一億円を超える法人又は資本金若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が千人を超える法人をい）、中小企業投資育成株式会社を

除く。以下この号において同じ。）及び当該大規模法人と特殊の関係のある法人（次の（1）から（3）までに掲げる会社とする。以下この号において同じ。）の所有に属している会社

- (1) 当該大規模法人が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社
- (2) 当該大規模法人及びこれと（1）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社

- (3) 当該大規模法人並びにこれと（1）及び（2）に規定する特殊の関係のある会社が有する他の会社の株式の総数又は出資の金額の合計額が当該他の会社の発行済株式の総数又は出資金額の二分の一以上に相当する場合における当該他の会社の株式の総数又は出資金額の二分の一以上に掲げるもののほか、発行済株式の総数の三分の二以上が大規模法人及び当該大

規模法人と特殊の関係のある法人の所有に属している会社

四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う会社でないこと。

五 次のイからハまでのいずれかに該当する会社であること。

イ 新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）のうち、法第二条第三項第二号に該当するもの（ロ及びハにおいて「第二号新規中小企業者」という。）であつて次の（1）から（3）までのいずれかの要件を満たすものであること又は同項第三号に該当するものであること。

- (1) 前事業年度において試験研究費等合計額の中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一十号）第三条第二項に規定する収入金額（第十条第一項第二号ロにおいて「収入金額」という。）に対する割合が百分の三を超えるもの又は売上高成長率（前事業年度の売上高の額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該売上高の額を一年当たりの額に換算した額。以下この（1）において同じ。）の前々事業年度の売上高の額に対する割合又は前事業年度の売上高の額（事業年度」という。）の売上高の額に対する割合を設立事業年度の次の事業年度から前事業年度までの事業年度の数で乗根して得た割合をいう。以下同じ。）が百分の百二十五を超えるもの

(2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社であつて、常勤の研究者の数が二人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が十分の一以上であるもの

(3) 設立の日以後の期間が二年未満の会社であつて、常勤の新事業活動従事者（法第二条第七項に規定する新事業活動に従事する者であつて研究者に該当しない者をいう。以下この（3）において同じ。）の数が二人以上であり、かつ、当該新事業活動従事者の数の常勤の役員及び従業

員の数に対する割合が十分の一以上であるもの

ロ イ（1）から（3）までに掲げる要件のいずれかを満たす第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたものを除く。）であつて次の（1）又は（2）に掲げる会社の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める要件に該当するものであること。

- (1) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）事業の将来における成長発展に向けた事業計画（当該設立事業年度における試験研究費等合計額があつては、当該試験研究費等合計額を一年当たりの額に換算した額。（2）において同じ。）の出資金額に対する割合が百分の三十を超える見込みを記載したものに限り。）を有すること。
- (2) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）又は設立の日以後の期間が一年以上の会社 設立後の各事業年度における営業損益金額（営業収益から営業費用を減じた額をいう。）が零未満であり、かつ、次の（i）又は（ii）のいずれかに該当するものであること。
 - (i) 設立後の各事業年度における売上高が零であるもの
 - (ii) 前事業年度において試験研究費等合計額の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるもの

ハ その設立の日の属する年十二月三十一日において、イ（1）から（3）までに掲げる要件のいずれかを満たす設立の日以後の期間が一年未満の第二号新規中小企業者（合併又は分割により設立されたもの、及び他の事業者からその全部又は一部を譲り受けた事業者を主たる事業とするものを除く。）であつて次の（1）又は（2）に掲げる会社の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める要件に該当するものであること。

- (1) 設立事業年度を経過していない会社 事業の将来における成長発展に向けた事

業計画（当該設立事業年度における販売費及び一般管理費の合計額（事業年度の期間が一年未満の場合にあつては、当該販売費及び一般管理費の合計額を一年当たりの額に換算した額。（2）において同じ。）が当該会社の出資金額の百分の三十を超える見込みを記載したものに限り。）を有すること。

(2) 設立事業年度を経過している会社 前事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の当該会社の出資金額に対する割合が百分の三十を超えるものであること。

六 次のイからハまでのいずれかに掲げる会社の区分に応じ、当該イからハまでのいずれかに定める要件に該当するものであること。

イ 前号イに掲げるものに該当する会社 株主グループ（株主の一人並びに当該株主と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第四条第一項に規定する特殊の関係のある個人及び同条第二項に規定する特殊の関係のある法人をいう。以下この号において同じ。）のうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の六分の五を超えないものであること。

ロ 前号ロに掲げるものに該当する会社 株主グループのうちその有する株式の総数が投資を受けた時点において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、投資を受けた時点において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の二十分の十九を超えないものであること。

ハ 前号ハに掲げるものに該当する会社 株主グループのうちその有する株式の総数がその設立の日の属する年十二月三十一日において発行済株式の総数の十分の三以上であるものが有する株式の合計数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。ただし、株主グループのうちその有する株式の総数が最も多いものが、同日において発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式を有するものにあつては、当該株主グループの有する株式の総数が、発行済株式の総数の百分の九十九を超えないものであること。

（特定新規中小企業者の確認）

第九條 新規中小企業者は、前条各号（同条第五号ハ及び第六号ハを除く。）に掲げる要件に該当することについて、当該新規中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする新規中小企業者は、様式第一による申請書一通を都道府県知事に提出するものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 登記事項証明書
- 二 申請日におけるその株主名簿
- 三 常時使用する従業員数を証する書面
- 四 申請日の属する事業年度の直前事業年度（次号において「基準事業年度」という。）における貸借対照表及び損益計算書（設立事業年度を経過している場合に限る。）
- 五 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度までの事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号イ（1）に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。）
- 六 前条第五号ロ（1）に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）（同号ロ（1）に該当するものであることを証する場合に限る。）
- 七 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（前条第五号ロ（2）に該当するものであることを証する場合に限る。）
- 八 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

4 都道府県知事は、第二項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第三による確認書を交付するものとする。

5 都道府県知事は、あらかじめ、申請者である第二項の新規中小企業者の承諾を得て、前項の規定による確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行ったものとみなす。

6 都道府県知事は、第四項の確認をしないときは、申請者である第二項の新規中小企業者に対して、様式第四によりその旨を通知するものとする。

7 都道府県知事は、第四項の確認を交付したときは、同項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により公表することができる。

8 経済産業大臣は、特定新規中小企業者の資金調達の円滑な実施に関し必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。

9 経済産業大臣は、前項の都道府県知事から情報の提供を受けたときは、第四項の確認書の交付を受けた特定新規中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項をインターネットの利用その他の方法により速やかに公表するものとする。

第十條 前条第一項の規定による確認を受けようとする新規中小企業者は、同項の確認に加え、次に掲げる要件のいずれかに該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第二項の様式第一による申請書に代えて、様式第二による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

一 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過していないものに限る。）であつて、事業の将来における成長発展に向けた事業計画を有するもの

二 次のイ及びロのいずれにも該当するものであること。

イ 設立の日以後の期間が五年未満の会社であつて、設立後の各事業年度における営業活動によるキャッシュ・フロー（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第十二条第一号に掲げる営業活動によるキャッシュ・フローをいう。）が零未満であるもの

ロ 次の（1）から（4）までのいずれかに該当するもの

(1) 設立の日以後の期間が一年未満の会社（設立事業年度を経過しているものに限る。）であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は第八条第五号イ（2）若しくは（3）に該当するもの

(2) 設立の日以後の期間が一年以上二年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの、売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの又は第八条第五号イ（3）に該当するもの

(3) 設立の日以後の期間が二年以上三年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの又は売上高成長率が百分の百二十五を超えるもの

(4) 設立の日以後の期間が三年以上五年未満の会社であつて、前事業年度において試験研究費等合計額の収入金額に対する割合が百分の五を超えるもの

2 前項の確認の申請は、前条第一項の確認の申請と同時にしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を同条第二項の申請書に添付するものとする。

一 前項第一号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合 次イ及びロに掲げる書類

イ 前項第一号に規定する事業計画に係る事業計画書（事業概要、売上高の見込み及び経営者の略歴が記載されたものに限る。）

ロ 法人税法第百四十八条第一項に規定する届出書の写し

二 前項第二号に掲げる要件に該当するものであることの確認を受けようとする場合、次のイ及びロに掲げる書類

イ 設立後の各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
ロ 設立後の各事業年度に係るキャッシュ・フロー計算書

3 都道府県知事は、第一項の確認をしないときは、同項の確認の申請の日から、原則として一月以内に、申請者である同項の新規中小企業者に対して、様式第五号によりその旨を通知するものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認)

第十一条 法第七条の規定による確認を受けようとする法第六条に規定する特定新規中小企業者は、基準日(当該特定新規中小企業者の発行する株式の払込みの期日(払込みの期間を定めた場合にあっては、出資の履行をした日)又は当該株式が当該特定新規中小企業者の設立に際して発行された場合は、当該設立の日(当該特定新規中小企業者が第八条第五号ハに該当する会社である場合は、当該設立の日の属する年十二月三十一日)をいう。次項第一号ロ及び二、次項第二号イからハまで並びに第十二条の第二項第一号において同じ。)ことに、様式第六による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該特定新規中小企業者(第九条第一項の確認を受けていないもの及び同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転したものに限る。以下この号において同じ。)が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類
イ 登記事項証明書
ロ 基準日におけるその株主名簿
ハ 常時使用する従業員数を証する書面
ニ 基準日の属する事業年度の直前事業年度(ホにおいて「基準事業年度」という。)における貸借対照表及び損益計算書(設立事業年度を経過している場合に限る。)

ホ 基準事業年度の直前事業年度又は設立事業年度から基準事業年度の直前事業年度ま

での事業年度における貸借対照表及び損益計算書(第八条第五号イ(一)に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。)

ヘ 第八条第五号ロ(一)又はハ(一)に規定する事業計画に係る事業計画書(事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。)(同号ロ(一)又はハ(一)に該当するものであることを証する場合に限る。)

ト 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(第八条第五号ロ(二)に該当するものであることを証する場合に限る。)

チ 定款(会社法第四百六十六条の規定による変更をしていないものに限る。)(第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げるものいづれにも該当するものであることを証する場合に限る。)

リ イからチまでに掲げるもののほか、参考となる書類

二 当該特定新規中小企業者(第九条第一項の確認を受けたもの(同項の確認を受けた後にその主たる事務所を他の都道府県に移転してないものに限る。))が法第六条に規定する要件に該当することを証する書類として次に掲げる書類

イ 第九条第四項の確認書(第一項の規定による確認の申請が行われた日の属する事業年度において交付されたものであって、基準日以前に交付されたものに限る。)

ロ 基準日において第八条各号に掲げる特定新規中小企業者の要件に該当する旨の様式第八による宣言書

ハ 基準日におけるその株主名簿

ニ イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類

三 前項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ 会社法第三十四条第一項又は同法第二百八条第一項の規定による払込みがあったことを証する書面

ロ 外部からの投資を受けて事業活動を行うに当たり、個人からの金銭による払込みを受けて株式を発行するときに、その株式の発行による資金調達を円滑に実施するため必要となる投資に関する契約を締結した

契約書の写し(第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げる要件のいずれにも該当するものであることを証する場合には、当該契約書の写し又は第一項の特定新規中小企業者により発行される株式の管理に関する契約を締結した契約書の写し)

ハ イ及びロに掲げるもののほか、参考となる書類

四 前項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式であつて、新株予約権(租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二十五条の十二第四項各号又は第二十六条の二十八の三第三項各号に掲げる新株予約権に限る。以下この条において同じ。)の行使により発行されたものを払込みにより取得した場合にあっては、当該新株予約権を当該個人が払込みにより取得したことを証する書類として次に掲げる書類

イ 会社法第二百四十六条第一項の規定による払込みがあつたことを証する書面

ロ 個人からの金銭による払込みを受けて新株予約権を発行するときに締結した投資に関する契約書の写し

ハ 当該新株予約権の割当日(会社法第二百三十八条第一項第四号に規定する割当日をいう。)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、参考となる書類

三 第一項の特定新規中小企業者により発行される株式を同項の個人が民法組合等(民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合又は投資事業有限責任組合をいう。)を通じて取得した場合にあっては、当該特定新規中小企業者は、前項各号に掲げる書類(同項第三号ロに掲げるものを除く。)のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 当該民法組合等が取得した当該株式(会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式又は同法第九十九條第一項に規定する募集株式)に限る。次項第二号において同じ。)

二 当該民法組合等が取得した当該株式(会社法第五十八條第一項に規定する設立時募集株式)又は同法第九十九條第一項に規定する募集株式に限る。次項第二号において同じ。)

三 様式第九による当該民法組合等が民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約

書面

四 第一項の個人が同項の特定新規中小企業者により発行される株式を、当該個人が受益者となつた信託(指定金銭信託であつて、合同運用信託(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託をいう。))以外のものに限る。以下同じ。)

五 当該信託に係る信託契約書の写し

二 当該信託の財産として取得した当該株式の引受けの申込み又はその総数の引受けを行う契約を証する書面

三 前二号に掲げるもののほか、参考となる書類

五 都道府県知事は、第一項の規定による提出を受けたときは、その内容を確認し、当該提出を受けた日から、原則として一月以内に、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十による確認書を交付するものとする。

6 都道府県知事は、あらかじめ、第一項の特定新規中小企業者の承諾を得て、前項の規定による確認書の交付に代えて、当該確認書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提供することができる。この場合において、当該都道府県知事は、同項の規定による確認書の交付を行ったものとみなす。

7 都道府県知事は、第五項の確認をしないときは、申請者である第一項の特定新規中小企業者に対して、同項の個人ごとに様式第十一によりその旨を通知するものとする。

第十二条 第八条第五号イ又はロ及び第六号イ又はロに掲げる要件に該当する特定新規中小企業者(第十条第一項の確認を受けていないものに限る。))は、前条第一項の確認に加え、第十条第一項第一号又は第二号に該当することについて、都道府県知事の確認を受けることができる。この場合においては、前条第一項の様式第六による申請書に代えて、様式第七による申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2 第十条第二項及び第三項の規定は、前項の確認の申請について準用する。この場合において、第十条第二項中「同条第二項」とあるのは「同条第一項」と、同条第三項中「新規中小企

業年度から基準事業年度の直前事業年度ま

での事業年度における貸借対照表及び損益計算書(第八条第五号イ(一)に掲げるもののうち、売上高成長率に係るものに該当するものであることを証する場合に限る。)

ヘ 第八条第五号ロ(一)又はハ(一)に規定する事業計画に係る事業計画書(事業概要及び経営者の略歴が記載されたものに限る。)(同号ロ(一)又はハ(一)に該当するものであることを証する場合に限る。)

ト 設立後の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(第八条第五号ロ(二)に該当するものであることを証する場合に限る。)

チ 定款(会社法第四百六十六条の規定による変更をしていないものに限る。)(第八条第五号ハ及び第六号ハに掲げるものいづれにも該当するものであることを証する場合に限る。)

リ イからチまでに掲げるもののほか、参考となる書類

業者」とあるのは「特定新規中小企業者」と、「様式第五」とあるのは「様式第十二」と読み替えるものとする。

(特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認の取消し)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該者に対し、当該確認を取り消すことができる。

- 一 基準日において特定新規中小企業者でないことが明らかにしたとき。
二 第十一条第一項の確認の申請に際して不正又は虚偽の申請を行ったとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により第十一条第一項の確認を取り消した場合においては、当該確認を受けた者に対して、様式第十二の二により当該確認を取り消した旨を通知し、当該確認に係る確認書の返還を求めるとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により第十一条第一項の確認を取り消したときは、当該確認を受けた者の所在地の所轄税務署長にその旨を通知するとともに、その旨を公示しなければならない。

(外国関係法人等に関する経済産業省令で定める関係)

第十三条 法第十四条第一項の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

- 一 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。以下この条及び第三十二条において「外国法人等」という。)の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの(以下この条及び第三十二条において「株式等」という。)の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を特定事業者が所有する関係
二 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員その他これに相当する者(以下この条及び第三十二条において「役員等」という。)の総数の二分の一以上を特定事業者の役員又は職員が占める関係
イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該特定事業者が所有していること。

ロ 当該特定事業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

- 三 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社(特定事業者が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。)又は子会社等並びに当該特定事業者が所有する関係
四 次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者の役員等又は職員が占める関係
イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者が所有していること。

ロ 子会社等又は子会社等並びに当該特定事業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

この条において「子会社」とは、特定事業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を当該特定事業者の役員若しくは職員が占める関係を持つている他の事業者をいう。

- 一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該特定事業者が所有していること。
二 当該特定事業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいずれのものが所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

この条において「子会社」とは、特定事業者が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を当該特定事業者の役員若しくは職員が占める関係を持つている他の事業者をいう。

(経営革新計画の承認の申請)

第十四条 法第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十三による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。
一 当該特定事業者(法人である場合に限る。)の定款
二 当該特定事業者(組合等の場合にあつては、当該経営革新計画に参加する全ての構成員)の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

3 法第十四条第一項ただし書の代表者は、三名以内とする。

第十五条 法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする特定事業者は、様式第十四による申請書一通及びその写し一通を行政庁に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書及びその写しには、次の書類を添付しなければならない。
一 当該経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業の実施状況を記載した書類
二 定款に変更があつた場合には、その変更後の定款
三 前条第二項第二号に掲げる書類(経営力向上設備等の要件)

第十六条 法第十七条第三項の経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件(当該指定設備がソフトウェア(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。))である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。)にも該当するもの
イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

Table with 4 columns: 減価償却資産の種類 (Classification of Depreciable Assets), 対象となるもの (Target Items), 指定設備 (Designated Equipment), and 販売が開始された時期に係る要件 (Requirements for Sales Start Date). The table lists various types of equipment like machinery, tools, and instruments, and specifies the conditions for their classification as designated equipment based on their sales start date relative to the fiscal year.

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分(同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。)に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。)に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するもの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の十年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。以下この表において同じ。)を開始の日以後の日であること。

当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の六年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

当該設備の属する型式区分に係る販売開始日が、事業者が当該設備を導入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。

ア	エ	ウ	ト	フ	ソ	物建	備設	属附	物建
機能有するもの	析及び分	報収集機	能及び分	に係る情	設備の稼働状況等に係る情報	断熱材	断熱窓	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日	全ての指定設備
								当該設備の属する型式区分に係る販売開始日	当該設備の属する型式区分に係る販売開始日

二 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となる）が見込まれるものであることにつき経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

三 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次のイからハまでのいずれかに該当することにつき経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ 情報処理技術を用いた遠隔操作を通じて、事業を対面以外の方法により行うこと又は事業に従事する者が現に常時労務を提供している場所以外の場所において常時労務を提供することができるようにすること。

2

ロ 現に実施している事業に関するデータ（電磁的記録に記録された情報をいう。次項第三号ロにおいて同じ。）の集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源（法第二十条第十項に規定する経営資源をいう。以下この号及び次項第三号において同じ。）等の最適化を行うことができるようにすること。

ハ 情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

四 機械及び装置、工具、器具及び備品、建物、建物附属設備、構築物並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次に掲げるいずれかの要件を満たすことが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

イ 当該事業者が行う認定経営力向上計画の実施期間の終了の日を含む事業年度（ロにおいて「計画終了年度」という。）において減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の額を総資産の額で除した値を百分率で表した値が、当該認定経営力向上計画の開始の直前の事業年度（ロにおいて「基準事業年度」という。）における当該値より、次の表の上欄に掲げる当該認定経営力向上計画の計画期間（ロにおいて「計画期間」という。）に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	〇・三
四年間	〇・四
五年間	〇・五

ロ 計画終了年度の売上高を有形固定資産の帳簿価額で除した値を百分率で表した値が、基準事業年度における当該値より、次の表の上欄に掲げる計画期間に応じ、同表の下欄に掲げる水準以上上回ること。

計画期間	水準
三年間	二パーセント
四年間	二・五パーセント
五年間	三パーセント

前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、コインランドリー業（洗濯機、

乾燥機その他の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として病院、寄宿舎その他の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる事業をいう。）又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する設備等とその管理のおおむね全部を他者に委託するもの以外の設備等で、次の各号のいずれかに該当するものとする次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次の表の上欄に掲げる指定設備であつて、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウェア（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあつては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの

イ 当該指定設備の区分ごとに同表の下欄に掲げる販売が開始された時期に係る要件に該当するものであること。

ロ 当該指定設備が、その属する型式区分（同一の製造業者が製造した同一の種別に属する設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分をいう。以下この号において同じ。）に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該指定設備の製造業者が製造した当該指定設備と同一の種別に属する設備の型式区分に限る。）に属する設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の経営力の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

減価償却資産の種類	減価償却の対象となるものの用途又は細目	指定設備	販売が開始された時期に係る要件
機械	全ての指定設備（発電の用に供	当該設備の属する型式区分に係る販	

ウ	ト	フ	ソ	備設属附物建	具工	品備び及具器	置装び及
集機能及び分	等に係る情報	況	に属する型式区分に係る販売開始日	事業者が当該設備を導	入した日の属する年度	開始の日以後の日	であること。

エ	析・指示機能を有するもの	入した日の五年前の日の属する年度開始の日以後の日であること。
ア		

二 機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

三 機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

供している場所以外の場所において常時業務を提供することができるようにすること。
 ロ 現に実施している事業に関するデータの集約及び分析を情報処理技術を用いて行うことにより、当該事業の工程に関する最新の状況の把握及び経営資源等の最適化を行うことができるようにすること。
 ハ 情報処理技術を用いて、現に実施している事業の工程に関する経営資源等の最適化のための指令を状況に応じて自動的に行うことができるようにすること。

四 機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

計画期間	水準
三年間	〇・三
四年間	〇・四
五年間	〇・五
計画期間	水準
三年間	二パーセント
四年間	二・五パーセント
五年間	三パーセント

（純資産の額が一定の額以上であることその他の要件）
 第十七条 法第十七条第五項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。
 一 法第十七条第一項の認定の申請の日（法第十八条第一項の変更の認定の申請の日を含む。次号において「認定申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表（次号において単に「貸借対照表」という。）上の純資産の額が零を超えること。
 二 貸借対照表上の社債及び借入金合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書上の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十五以内であること。
 （事業再編投資計画の認定の申請）
 第十八条 法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画に係る認定を受けようとする投資事業有限責任組合は、様式第十五による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

五 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める書類
 イ 当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関の許可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）を必要とする場合 当該許認可等があつたことを証する書類
 ロ 当該投資事業有限責任組合が事業再編投資を実施するに当たり法令上行政機関に届出（行政手続法第二条第七号に規定する届出をいう。以下この号において同じ。）をしなければならぬ場合 当該届出をしたことを証する書類
 六 当該投資事業有限責任組合の収益の目標を定める書類
 七 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類
 イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 ロ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 ハ 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 ホ 認定事業再編投資組合が法第二十一条第二項の規定により認定を取り消された時において当該認定事業再編投資組合の無限責任組合員であつた者であつて、その取消の日から五年を経過しない者
 ヘ 法人でその役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
 ト 暴力団員等がその事業活動を支配する者

一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
 二 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書
 三 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の計算書類
 四 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類

三 機械及び装置（発電の用に供する設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得又は製作をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）、工具、器具及び備品（医療機器にあつては、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。）、建物附属設備（医療保健業を行う事業者が取得又は建設をするものを除くものとし、発電の用に供する設備にあつては主として電気の販売を行うために取得又は建設をするものとして経済産業大臣が定めるものを除く。）並びにソフトウェアのうち、事業者が策定した投資計画（次の算式により算定した当該投資計画における年平均の投資利益率が五パーセント以上となることが見込まれるものであること）につき経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備

一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
 二 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書
 三 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の計算書類
 四 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類

一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
 二 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書
 三 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の計算書類
 四 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類

一 当該投資事業有限責任組合の組合契約書の写し
 二 当該投資事業有限責任組合の組合契約の登記をしたことを証する登記事項証明書
 三 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の直近の計算書類
 四 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が経営力向上（事業承継等を行うものに限る。）を図る中小企業者等に対する経営資源を高度に利用する方法に係る指導の知識及び経験を有することを証する書類

八 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合員が次のいずれにも該当しないことを証する書類

- イ 暴力団員等
- ロ 法人でその役員のうちイに該当する者があるもの
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（事業再編投資計画の認定）

第十九条 経済産業大臣は、法第二十条第一項の規定により事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として申請者たる投資事業有限責任組合に交付するものとする。

- 1 「中小企業等経営強化法第二十条第一項の規定に基づき同法第二十三条に規定する事業再編投資を実施する事業再編投資計画として認定する。」
- 2 経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十六による書面を当該投資事業有限責任組合に交付するものとする。

（事業再編投資計画の変更に係る認定の申請）
第二十条 法第二十一条第一項の規定により事業再編投資計画の変更に係る認定を受けようとする認定事業再編投資組合は、様式第十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
 - 一 当該事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の実施状況を記載した書類
 - 二 第十八条第二項に掲げる書類

3 経済産業大臣は、法第二十一条第一項の変更の認定の申請に係る事業再編投資計画の提出を受けた場合において、速やかにその内容を審査し、当該事業再編投資計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該変更の認定に係る申請書の正本に次のように記載し、これに記名押印し、これを認定書として当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

「中小企業等経営強化法第二十一条第一項の規定に基づき認定する。」

4 経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第十八による書面を当該認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（認定事業再編投資計画の取消し）
第二十一条 経済産業大臣は、法第二十一条第二項の規定により認定事業再編投資計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十九による書面を当該認定を取り消す認定事業再編投資組合に交付するものとする。

（経営力向上関連保証の資金の要件）
第二十二条 法第二十二條第一項に規定する認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものは、認定経営力向上事業のうち新事業活動、事業承継等又は事業承継事前調査に必要な資金とする。

（導入促進基本計画の協議）
第二十三条 法第四十九条第一項の規定により導入促進基本計画の同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十による協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（導入促進基本計画の変更の協議）
第二十四条 法第五十条第一項の規定により導入促進基本計画の変更に係る同意を得ようとする市町村の長は、様式第二十一による変更協議書を、経済産業大臣に提出しなければならない。

（先端設備等導入計画の認定の申請）
第二十五条 法第五十二条第一項の規定により先端設備等導入計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十二による申請書一通を同項に規定する特定市町村の長（以下この条及び次条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書（第五項において「申請書」という。）には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。
- 3 第一項の中小企業者が第七条第二項に規定する先端設備等取得する場合においては、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、これを特定市町村の長に提出しなければならない。

4 当該先端設備等導入計画の申請の日の属する事業年度又は当該日の属する事業年度の翌事業年度の雇用者給与等支給額（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第十条の五の

四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額をいう。以下この項において同じ。）から当該日の属する事業年度の直前の事業年度の雇用者給与等支給額（以下この項において「比較雇用者給与等支給額」という。）を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合が百分の一・五以上となる方針を先端設備等導入計画に記載する場合においては、その旨を従業員に表明したことを証する書類を添付しなければならない。

5 特定市町村の長は、申請書及び第二項から前項までの書類のほか、基本方針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

（先端設備等導入計画の変更に係る認定の申請）
第二十六条 法第五十三条第一項の規定により先端設備等導入計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十三による申請書一通を特定市町村の長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書（次項において「申請書」という。）には、当該先端設備等導入計画に従って行われる先端設備等導入に係る事業の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 申請書には、先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の中小企業者が取得する先端設備等を変更しようとする場合であつて、その変更後の先端設備等が第七条第二項に規定するものであるときは、あらかじめ、同項に規定する要件に該当することを証する書類を特定市町村の長に提出しなければならない。

（軽微な変更）
第二十七条 法第五十五条第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、同条第一項に規定する事業継続力強化計画作成指針に定める事項の実質的な変更を伴わないものとする。

（事業継続力強化計画の認定の申請）
第二十八条 法第五十六条第一項の規定により事業継続力強化計画に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十四による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 過去において認定事業継続力強化を行った又は現在認定事業継続力強化を行っている中小企業者であつて、新たに法第五十六条第一項の認

定を受けようとするものは、前項の申請書には、直近の認定事業継続力強化の実施状況を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の申請書には、経済産業大臣が同項の認定を行うに当たつて参考となる、事業継続力強化に係る事項を記載した書類を添付することができる。

（事業継続力強化設備等の要件）

第二十九条 法第五十六条第二項第二号ロの事業継続力強化に特に資する設備、機器又は装置として経済産業省令で定める設備等は、次の表に掲げる設備等のうち、認定事業継続力強化計画における同項第一号に掲げる目標の達成及び同項第二号に掲げる内容の実現又は認定連携事業継続力強化計画における法第五十八条第二項第一号に掲げる目標の達成及び同項第三号に掲げる内容の実現に資するものであることにつき経済産業大臣の承認を受けたものとする。

減価償却資産の種類	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。 一 自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプその他の自然災害に起因する電気、ガス又は水道水の供給の停止の影響の軽減に資する機能を有するもの 二 排水ポンプその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの 三 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの
器具及び備品	全ての設備
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。） 給排水又は衛生設備及びガス設備 格納式避難設備

可動間仕切り
自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する次のいずれかに該当するものとして経済産業大臣が定めるもの。
一 耐震装置、制震装置、免震装置その他の自然災害に起因する設備の転倒又は損壊の影響の軽減に資する機能を有するもの
二 防水シャッターその他の自然災害に起因する浸水の影響の軽減に資する機能を有するもの

第三十条 法第五十七条第一項の規定により事業継続力強化計画の変更に係る認定の申請

一 当該事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化の実施状況を記載した書類
二 第二十八条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類

第三十一条 法第五十八条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の認定の申請

一 当該事業継続力強化計画に従って行われる事業継続力強化の実施状況を記載した書類
二 第二十八条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類

第三十二条 法第五十八条第二項第二号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一 外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を中心小企業者が所有する関係
二 次のイ又はロに該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を中小企業者の役員又は職員が占める関係
イ 当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該中小企業者が所有していること
ロ 当該中小企業者の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいづれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと

第三十三条 法第五十九条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類
二 第三十一条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類

第三十四条 法第六十一条第六項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する

災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者（法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに限る。以下この条において同じ。）又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年九月一九日通商産業省令第一五九号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員等の総数の二分の一以上を当該中小企業者の役員若しくは職員が占める関係を持つて他の事業者をいう。
一 当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者が所有していること
二 当該中小企業者の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数の百分の二十以上、百分の四十未満であつて、かつ、他のいづれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと

第三十三条 法第五十九条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類
二 第三十一条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類

第三十四条 法第六十一条第六項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する

災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者（法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに限る。以下この条において同じ。）又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

第三十五条 法第七十二条第二項の規定により都道府県知事が法第十四条第二項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合においては、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年九月一九日通商産業省令第一五九号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年一月二二日経済産業省令第三二二号）

この省令は、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附則（平成一七年四月一三日経済産業省令第五四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者（法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに限る。以下この条において同じ。）又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

第三十三条 法第五十九条第一項の規定により連携事業継続力強化計画の変更に係る認定を受けようとする中小企業者は、様式第二十七による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該連携事業継続力強化計画に従って行われる連携事業継続力強化の実施状況を記載した書類
二 第三十一条第三項の規定により添付した書類に変更があった場合には、その変更後の書類

第三十四条 法第六十一条第六項の経済産業省令で定めるものは、認定連携事業継続力強化計画の実施期間内において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する

災害発生市町村の区域内又は突発的な事由として経済産業大臣が指定するものに起因して、事業所を有する事業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていると認められる地域として経済産業大臣が指定する地域内に事業所を有する認定連携事業継続力強化を行う大企業者（法第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに限る。以下この条において同じ。）又は事業所を有する事業者と共同で認定連携事業継続力強化を行う大企業者が、認定連携事業継続力強化の実施に必要とする資金とする。

第三十五条 法第七十二条第二項の規定により都道府県知事が法第十四条第二項又は法第十五条第一項の規定による承認をした場合においては、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、当該都道府県を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に、送付しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。
附則（平成一二年九月一九日通商産業省令第一五九号）
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一三年一月二二日経済産業省令第三二二号）

この省令は、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律の施行の日（平成十四年一月一日）から施行する。

附則（平成一七年四月一三日経済産業省令第五四号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この省令は、中小企業経営革新支援法の第一条を改正する法律の施行の日から施行する。
 (中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則及び新事業創出促進法施行規則の廃止)
第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行規則(平成七年通商産業省令第三十八号)
 二 新事業創出促進法施行規則(平成十一年通商産業省令第六号)
附 則 (平成一七年五月二日経済産業省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一八年四月二八日経済産業省令第六三号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。
附 則 (平成一九年三月三〇日経済産業省令第三二号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行前に中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(以下「法」という。)第七条に規定する特定新規中小企業者の発行する株式を払込みにより個人が取得した場合における法第八条の規定による確認に係る特定新規中小企業者の要件については、なお従前の例による。
附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第六六号) 抄

(施行期日)
第一条 この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年九月三十日)から施行する。
附 則 (平成二〇年四月三〇日経済産業省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行し、改正後の中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。
附 則 (平成二四年八月三〇日経済産業省令第五八号)

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年八月三十日)から施行する。
附 則 (平成二五年九月二五日経済産業省令第四九号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二五年九月二十五日から施行する。
(特定新規中小企業者の確認に関する経過措置)
第二条 経済産業大臣は、新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第一による申請書を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。
 (特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置)

第三条 経済産業大臣は、特定新規中小企業者がこの省令による改正前の様式第四による申請書、様式第五による宣言書及び様式第六による書面を平成二十五年十月二十五日までに経済産業大臣に提出したときは、その者に対し、なお従前の例により確認書を交付すること又は確認をしない旨の通知をすることができる。
附 則 (平成二六年九月二九日経済産業省令第五一号)

この省令は、貿易保険法の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年十月一日)から施行する。
附 則 (平成二八年三月二四日経済産業省令第二九号)

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日(平成二八年四月一日)から施行する。
附 則 (平成二八年六月三〇日経済産業省令第八一号)

この省令は、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
附 則 (平成二九年三月一四日経済産業省令第二二号)

この省令は、平成二九年三月十五日から施行する。
(施行期日)
第一条 この省令は、平成二九年三月十五日から施行する。

(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画(中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。)に記載されている経営力向上設備等の要件については、なお従前の例による。
附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第三九号)

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日経済産業省令第四一号)

1 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(施行期日)
附 則 (令和元年七月五日経済産業省令第二〇号)

2 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第八條第二項の規定は、中小企業者等(中小企業等経営強化法第二条第二項に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。)がこの省令の施行の日以後に受ける同法第十三条第一項の認定(同法第十四条第一項の規定による変更の認定を含む。以下「認定」という。)のうち同日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画(同法第十三条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下同じ。)に記載された同条第三項に規定する経営力向上設備等(機械及び装置並びに建物附属設備に限る。)について適用し、中小企業者等が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等(機械及び装置並びに建物附属設備に限る。)については、なお従前の例による。
附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
附 則 (令和元年七月五日経済産業省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年七月一二日経済産業省令第二〇号)

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。
附 則 (令和二年三月三一日経済産業省令第二六号)
 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (令和二年四月三〇日経済産業省令第四五号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)

(施行期日)
第一条 この省令は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。
(経過措置)
第二条 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例によることことができる。
第三条 この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
附 則 (令和二年二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
附 則 (令和二年七月一二日経済産業省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年七月一二日経済産業省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年七月一二日経済産業省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年七月一二日経済産業省令第二〇号)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年七月一二日経済産業省令第二〇号)

当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年三月三十一日経済産業省令第二四号） この省令は、科学技術基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附則（令和三年三月三十一日経済産業省令第三四号）

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。（施行期日）

2 改正後の中小企業等経営強化法施行規則第二十四条の規定は、中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）がこの省令の施行の日以後に受ける同法第五十条第一項又は第五十二条第一項の認定（同法第五十一条第一項又は第五十三条第一項の規定による変更の認定を含む。以下単に「認定」という。）のうち同日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（同法第五十条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）又は連携事業継続力強化計画（同法第五十二条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下同じ。）に記載された同法第五十条第二項第二号口又は第五十二条第二項第三号口に規定する事業継続力強化設備等（建物附属設備に限る。以下単に「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

附則（令和三年六月一日経済産業省令第五三号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の様式により使用されている書類は、第二条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和三年七月三〇日経済産業省令第六五号）

1 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。ただし、第三条のうち中小企業等経営強化法施行規則第三十四条の第二項を加える改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前項の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附則（令和四年二月一日経済産業省令第八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

附則（令和四年三月三十一日経済産業省令第二九号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月二七日経済産業省令第五五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年八月三十一日経済産業省令第六七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。（施行期日）

2 この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている純資産の額が一定の額以上であることその他の要件については、なお従前の例による。

附則（令和五年三月三十一日経済産業省令第二一号）

（施行期日） 第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（先端設備等導入計画に関する経過措置） 第二条 この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規則」という。）第七条の規定は、中小企業者（中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。附則第五条において同じ。）がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第五十二条第一項の規定により申請する先端設備等導入計画（法第五十二条第一項に規定する先端設備等導入計画をいう。第三項において同じ。）であつて施行日以後に同項の認定を受けようとするものに記載された先端設備等（法第十四条に規定する先端設備等をいう。）について適用する。

2 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請又は法第五十三条第一項の変更の認定の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 施行日前にされた法第五十二条第一項の認定の申請に係る先端設備等導入計画に係る法第五十三条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

（特定新規中小企業者の確認及び特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置） 第三条 新規則第八条の規定は、施行日以後に特定新規中小企業者（法第六条に規定する特定新規中小企業者をいう。以下この条において同じ。）により発行される株式を払込みに個人が取得した場合について適用し、施行日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みに個人が取得した場合については、なお従前の例による。

2 施行日前にされたこの省令による改正前の中小企業等経営強化法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものについては、なお従前の例による。

3 特定新規中小企業者は、施行日以後に当該特定新規中小企業者により発行される株式を払込みに個人が取得した場合には、施行

日前に受けた旧規則第九条第一項又は第十条第一項の規定による確認に係る旧規則第九条第四項の様式第三による確認書を、新規則第十一項第一項の申請書に同条第二号イに掲げる書類として添付することができる。この場合において、旧規則様式第三による確認書は、施行日後も、なおその効力を有する。

（経営力向上計画に関する経過措置） 第四条 新規則第十六条第二項の規定は、特定事業者等（法第二条第六項に規定する特定事業者等をいう。以下この条において同じ。）が施行日以後に受ける法第十七条第一項の規定の認定（法第十八条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る経営力向上計画（法第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第十七条第三項に規定する経営力向上設備等について適用し、特定事業者等が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る経営力向上計画に記載された同項に規定する経営力向上設備等については、なお従前の例による。

（事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画に関する経過措置） 第五条 新規則第二十九条の規定は、中小企業者が施行日以後に受ける法第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定（法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）又は連携事業継続力強化計画（法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第五十六条第二号口又は第五十八条第二号口に規定する事業継続力強化設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。以下この条において「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

（事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画に関する経過措置） 第六条 新規則第三十条の規定は、中小企業者が施行日以後に受ける法第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定（法第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において「認定」と総称する。）のうち施行日以後に申請がされるものに係る事業継続力強化計画（法第五十六条第一項に規定する事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）又は連携事業継続力強化計画（法第五十八条第一項に規定する連携事業継続力強化計画をいう。以下この条において同じ。）に記載された法第五十六条第二号口又は第五十八条第二号口に規定する事業継続力強化設備等（機械及び装置並びに建物附属設備に限る。以下この条において「事業継続力強化設備等」という。）について適用し、中小企業者が、施行日前に受けた認定及び施行日以後に受ける認定のうち施行日前に申請がされたものに係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に記載された事業継続力強化設備等については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月三〇日経済産業省令第二八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（社外高度人材の要件に関する経過措置）

第二条 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第八条第一項の認定の申請又は法第九条第一項の変更の認定の申請であつて、この省令の施行の際認定をするかどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

2 施行日前にされた法第八条第一項の認定の申請に係る社外高度人材活用新事業分野開拓計画（同項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓計画をいう。）に係る法第九条第一項の変更の認定の申請に係る処分については、なお従前の例による。

（特定新規中小企業者の確認及び特定新規中小企業者に係る株式の払込みの確認に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の中小企業等経営強化法施行規則（以下「新規規則」という。）第三十一条及び第十二条の二の規定は、施行日以後に特定新規中小企業者（法第六条に規定する特定新規中小企業者をいう。以下この条において同じ。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合について適用し、施行日前に特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、なお従前の例による。

2 新規規則第三十一条第二項第四号の規定は、施行日以後に発行される新株予約権（同号に規定するものに限る。）を個人が取得した場合について適用する。

3 施行日前にされたこの省令による改正前の中企業等経営強化法施行規則（次項において「旧規則」という。）第九条第一項、第十条第一項、第十一項第一項又は第十二条第一項の規定による確認の申請であつて、この省令の施行の際確認をするかどうかの処分がなされていないものについては、なお従前の例による。

4 特定新規中小企業者は、施行日以後に当該特定新規中小企業者により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合においては、施行日前に受けた旧規則第九条第一項又は第十条第

一項の規定による確認に係る旧規則第九条第四項の様式第三による確認書を、新規規則第十一条第一項の申請書に同条第二号イに掲げる書類として添付することができる。この場合において、旧規則様式第三による確認書は、施行日以後も、なおその効力を有する。

様式第1（第9条関係）

様式第1 (第9条関係) 申請書 年 月 日 会社所在地 商 号 商 標 役員・代表者の氏名 中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の認定に係る確認書(以下「確認書」という。)を添付して提出する。なお、提出書類を提出するときは、提出書類の写しを添付する。

様式第2（第10条関係）

様式第2 (第10条関係) 申請書 年 月 日 会社所在地 商 号 商 標 役員・代表者の氏名 中小企業等経営強化法施行規則第10条第1項の認定に係る確認書(以下「確認書」という。)を添付して提出する。なお、提出書類を提出するときは、提出書類の写しを添付する。

様式第3（第9条関係）

様式第3 (第9条関係) 申請書 年 月 日 会社所在地 商 号 商 標 役員・代表者の氏名 中小企業等経営強化法施行規則第9条第1項の認定に係る確認書(以下「確認書」という。)を添付して提出する。なお、提出書類を提出するときは、提出書類の写しを添付する。

株式会社 (第11条関係) 議事書

年月日

株式会社 代表取締役 会長 取締役 取締役

議事録

議事録は、年月日、日本電産株式会社、取締役会、議事録の旨に於いて、中心役員等
 取締役会(取締役会)の議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等

株式会社 (第11条関係) 議事書

年月日

株式会社 代表取締役 会長 取締役 取締役

議事録

議事録は、年月日、日本電産株式会社、取締役会、議事録の旨に於いて、中心役員等
 取締役会(取締役会)の議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等

株式会社 (第11条関係) 議事書

年月日

株式会社 代表取締役 会長 取締役 取締役

議事録

議事録は、年月日、日本電産株式会社、取締役会、議事録の旨に於いて、中心役員等
 取締役会(取締役会)の議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等

議事録は、年月日、日本電産株式会社、取締役会、議事録の旨に於いて、中心役員等
 取締役会(取締役会)の議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等
 議事録(議事録)の旨に於いて、中心役員等

(別表3)
経営計画及び資金計画
追加投資事業名

(単位：千円)

	2年前 (年月 期)	1年前 (年月 期)	直近期 末 (年月 期)	1年後 (年月 期)	2年後 (年月 期)	3年後 (年月 期)	4年後 (年月 期)	5年後 (年月 期)	6年後 (年月 期)	7年後 (年月 期)	8年後 (年月 期)
①売上高											
②売上原価											
③売上総利益(①-②)											
④販売費及び一般管理費											
⑤営業利益											
⑥経常利益											
⑦給与支給総額											
⑧人件費											
⑨設備投資額											
⑩繰越資金											
⑪普通償却額											

特別償却額											
⑫減価償却費											
⑬付加価値額 (③-④-⑧)											
⑭従業員数											
⑮一人当たりの付加価値額 (⑬÷⑭)											
⑯資金調達 ⑰政府系金融機関借入	—	—	—								
⑱民間金融機関借入	—	—	—								
⑲自己資金	—	—	—								
⑳その他	—	—	—								
㉑合計	—	—	—								

(各種指標の算出方法)
 ・「給与支給総額」：給料+賞金+賞与+各種手当
 ・「付加価値額」：営業利益+人件費+減価償却費
 ・「一人当たりの付加価値額」：付加価値額÷従業員数
 ・「営業利益」：売上総利益(売上高-売上原価)-販売費及び一般管理費
 (算出時における留意点)
 ・人数、人件費と臨時労働者、派遣労働者に対する費用を算出しましたか。(i1-i1-i1-i1)
 ・減価償却費にリース費用を算出しましたか。(i1-i1-i1-i1)
 ・従業員数について就業時間による調整を行いましたか。(i1-i1-i1-i1)

(別表4)
追加投資事業名

(単位：千円)

追加投資事業名	地域別投資額	個人投資	国	都	道	支	分	公	共
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

運転資金計画(経営事業計画に添わせる)
(単位：千円)

年	度	額
1		
2		
3		
4		
5		

(別表5)
経営計画研究開発等事業に係る研究開発費に充てられたその構成比に對して説明しようとする員外金の取組の概要

(単位：千円)

研究開発の名称	年度	総額	員外金/合計 及びその構成比	構成員の総数 及びその構成比
1				
2				
3				
4				
5				

(備考)
 関係機関への連絡事項については、申請書類に記載された事項に、関係機関で受け付けられた内容について「変更事項欄」に記載する
 ことと本表記載の事項とは、申請書類に記載された事項を優先する。

項目	変更事項欄に記載する事項	関係機関への連絡
中小企業投資育成制度等の適用対象となる事業の範囲(事業内容の範囲)に、関係機関の届出を正しく記載すること。	有・無	有・無
事業内容等投資育成制度(申請書作成の際には、具体的な事業内容等について記載すること)	有・無	有・無
事業内容等投資育成制度(申請書作成の際には、具体的な事業内容等について記載すること)	有・無	有・無
株式会社(事業内容) (○) 有 有限会社(事業内容) (○) 有 個人事業主(事業内容) (○) 有	有・無	有・無

(備考)関係機関において申請書作成時(以下「関係機関」)よりお伝えした事項は、関係機関を申請書類によりお伝えしていただくこと。
 ・ 関係機関の届出、変更事項欄の届出により関係機関を通知していただくこと。
 ・ 関係機関によっては、株式会社(個人事業主)の場合に限り申請書類を関係機関へ送付すること。

(備考)
 中小企業投資育成制度等の適用対象となる事業の範囲(事業内容の範囲)に、関係機関の届出を正しく記載することと本表記載の事項とは、申請書類に記載された事項を優先する。

項目	変更事項欄に記載する事項	関係機関への連絡
関係機関の届出、変更事項欄の届出により関係機関を通知していただくこと。	有・無	有・無
関係機関によっては、株式会社(個人事業主)の場合に限り申請書類を関係機関へ送付すること。	有・無	有・無

様式第14 (申請書)「中小企業投資育成制度」(申請書)「関係機関」(関係機関)「関係機関」(関係機関)「関係機関」(関係機関)

中小企業投資育成制度の適用対象となる事業の範囲

年月日

関係機関の届出

関係機関の届出

年月日

関係機関の届出

様式第16 事業再編投資計画の不認定通知書 年 月 日

期 経済産業大臣 名

年 月 日付付で認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。 記 不認定の理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第17 事業再編投資計画の変更に関する認定申請書 年 月 日

経済産業大臣 期 在 席 部

承認 部

年 月 日付付で認定を受けた事業再編投資計画については下記のとおり変更した1. ので、中央企業等経営強化計画の承認申請の趣旨に基づき認定を申請します。 記

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
(記載要領) 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第18 事業再編投資計画の変更に関する認定通知書 年 月 日

期 経済産業大臣 名

年 月 日付付で変更認定申請のあった事業再編投資計画については、下記の理由により認定をしないものとします。 記 不認定の理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第19 認定事業再編投資計画の認定取消通知書 年 月 日

期 経済産業大臣 名

年 月 日付付で認定をした事業再編投資計画については、下記の理由により認定を取り消します。 記 認定を取り消す理由

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第20 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書 年 月 日

期 所管庁長の名

中小企業等経営強化法第4条第1項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

別 紙 導入促進基本計画

- 1 先駆的経営の導入の促進の目標
 - (1) 地域の人口構成、産業構造及び中小企業者の実態等
 - (2) 目標
 - (3) 実施手段に関する目標
- 2 先駆的経営の概要
- 3 先駆的経営の導入の促進の内容及び実施事項
 - (1) 実施期間
 - (2) 実施事項・事業
- 4 評価期間
 - (1) 導入促進基本計画の評価期間
 - (2) 先駆的経営導入計画の評価期間
 - (3) 先駆的経営の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(備考) 別紙の大きさは日本標準規格A4とする。

様式第21 中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の変更協議書 年 月 日

期 所管庁長の名

年 月 日付まで同意を得た導入促進基本計画について、下記について別紙の上記内容に基づいて、中小企業等経営強化法第4条第1項の規定に基づき協議します。

別 紙

- 1 変更事項
- 2 変更事項の内容

別 紙 導入促進基本計画

- 1 先駆的経営の導入の促進の目標
 - (1) 地域の人口構成、産業構造及び中小企業者の実態等
 - (2) 目標
 - (3) 実施手段に関する目標
- 2 先駆的経営の概要
- 3 先駆的経営の導入の促進の内容及び実施事項
 - (1) 実施期間
 - (2) 実施事項・事業
- 4 評価期間
 - (1) 導入促進基本計画の評価期間
 - (2) 先駆的経営導入計画の評価期間
 - (3) 先駆的経営の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(備考) 別紙の大きさは日本標準規格A4とする。

様式第22 先駆的経営導入計画に該当認定申請書 年 月 日

期 任 高 平
長 約 及 び
代表者の長名

中小企業等経営強化法第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

備考

別紙の大きさは、日本標準規格A4とする。

(注) 申請書

申請書は以下の事項に照って、先駆的経営導入計画の必要事項を記載し、中小企業等経営強化法第5条第1項の規定に基づき提出することとする。

申請書は、別紙で先駆的経営導入計画を記載する旨を記すこと。当該計画の代表者等の住所及び代表者の住所を記載し、代表者等の住所及び先駆的経営導入計画の代表者等について、申請書の提出に必要事項を記載すること。

- 1 名称等
- 2 計画期間
- 3 実施期間
- 4 評価期間
- 5 実施事項・事業

(備考) 別紙の大きさは日本標準規格A4とする。

- ① 目的の達成状況
- ② 目的の達成状況について、売上増進、生産高増進、労働生産性向上、利益向上等その他の財務指標の達成率を数値に示し、改善すべき項目等について記載すること。
- 4 先般設備導入の内容
 - (1) 事業の成長と発展戦略
 - ① 目的の達成状況
 - ② 事業の成長
 - (2) 先般設備導入の目的
 - ① 目的の達成状況
 - ② 先般設備導入の目的達成に向けた具体的な取組について具体的に記載すること。
 - (3) 先般設備導入の概要
 - ① 設備の名称
 - ② 設備の仕様
 - ③ 設備の導入時期
 - ④ 設備の導入場所
 - ⑤ 設備の導入経路
 - ⑥ 設備の導入費用
 - ⑦ 設備の導入効果
 - ⑧ 設備の導入後の運用状況
 - ⑨ 設備の導入後のメンテナンス状況
 - ⑩ 設備の導入後のトラブル発生状況
 - ⑪ 設備の導入後のトラブル発生原因
 - ⑫ 設備の導入後のトラブル発生対応
 - ⑬ 設備の導入後のトラブル発生防止策
 - ⑭ 設備の導入後のトラブル発生防止策の実施状況
 - ⑮ 設備の導入後のトラブル発生防止策の効果
 - ⑯ 設備の導入後のトラブル発生防止策の改善点
 - ⑰ 設備の導入後のトラブル発生防止策の今後の取組
 - (4) 先般設備導入の成果
 - ① 設備の導入による生産高増進
 - ② 設備の導入による労働生産性向上
 - ③ 設備の導入による利益向上
 - ④ 設備の導入による売上向上
 - ⑤ 設備の導入による生産コスト削減
 - ⑥ 設備の導入による環境負荷削減
 - ⑦ 設備の導入による安全衛生向上
 - ⑧ 設備の導入による品質向上
 - ⑨ 設備の導入による顧客満足度向上
 - ⑩ 設備の導入による従業員満足度向上
 - ⑪ 設備の導入による企業価値向上
 - ⑫ 設備の導入による社会貢献
 - ⑬ 設備の導入による地域貢献
 - ⑭ 設備の導入による国際貢献
 - ⑮ 設備の導入による持続可能な成長
 - ⑯ 設備の導入によるSDGsの達成
 - ⑰ 設備の導入によるESGの向上
 - ⑱ 設備の導入によるガバナンス向上
 - ⑲ 設備の導入によるリスク管理
 - ⑳ 設備の導入による危機管理
 - ㉑ 設備の導入によるコンプライアンス向上
 - ㉒ 設備の導入による透明性向上
 - ㉓ 設備の導入による信頼性向上
 - ㉔ 設備の導入による誠実性向上
 - ㉕ 設備の導入による責任感向上
 - ㉖ 設備の導入による謙虚性向上
 - ㉗ 設備の導入による礼儀正しさ向上
 - ㉘ 設備の導入による挨拶上手さ向上
 - ㉙ 設備の導入による笑顔向上
 - ㉚ 設備の導入による感謝の気持ち向上
 - ㉛ 設備の導入による思いやり向上
 - ㉜ 設備の導入による思いやり向上
 - ㉝ 設備の導入による思いやり向上
 - ㉞ 設備の導入による思いやり向上
 - ㉟ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊱ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊲ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊳ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊴ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊵ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊶ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊷ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊸ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊹ 設備の導入による思いやり向上
 - ㊺ 設備の導入による思いやり向上

別 紙

先般設備導入計画

1 名称等

1 事業者の名称(会社名称)	
2 代表者名(事業責任者氏名)	
3 法人番号	
4 事業内容及び出資の態様	
5 業務提携する従業員数	
6 予定金額	

2 計画期間

年 月 ～ 年 月

3 現況認識

① 自社の事業概要

② 自社の経営状況

4 先般設備導入の内容

(1) 事業の内容及び先般設備

① 設備の名称

② 設備の仕様

(2) 先般設備導入による業務改善の目標

現状	計画終了時の目標	稼働率
(A) 千円	(B) 千円	(C) %

(3) 先般設備導入の種類及び導入時期

設備名/形式	導入時期	所在地
1	年 月	
2	年 月	
3	年 月	

4

5

設備の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1				
2				
3				
4				
5				

設備の種類	数量	金額 (千円)
設備等の種類別		
合計		

5 先般設備導入に必要な資金の調達方法及び調達方法

調達方法	調達方法	金額 (千円)

6 費用に関する事項

様式第23

先般設備導入計画の策定に関する議定書

年 月 日

議 決

議 決 書
議 決 書
代表者の氏名

年 月 日付の議定書は先般設備導入計画について、下記に於いて議決のとおり変更したので、中小企業等経営強化法第5条第1項の規定に基づき申請します。

- 1. 変更事項
- 2. 変更事項の内容

議決

議決の内容及び、代表者氏名

議決事項

議決事項の内容については、変更前と変更後を併せて記載すること。

別 紙
先債設備等導入計画

1 名称等
 ① 事業者の名称又は名称
 ② 代表者名（事業者が法人の場合は）
 ③ 設立年月日
 ④ 資本金又は出資の額
 ⑤ 資本金等に関する定款等の表
 ⑥ 訂立の名称

2 計画期間
 年 月 ～ 年 月

3 概況説明
 ① 自社の事業概要
 ② 自社の経営状況

4 先債設備等導入の内容
 (1) 事業の状況及び実施時期
 ① 具体的実施計画
 ② 将来の経過

(2) 先債設備等の導入による労働生産性向上の目標

項目	設備導入時の目標	現状	達成率
(A)	(B)	(C)	(B-A) / A × 100
	千円	千円	%

(3) 先債設備等の種類及び導入時期

設備等名 / 型式	導入時期	現在地
1.	年 月	
2.	年 月	
3.	年 月	

4

5

設備等の種類	導入時期	数量	金額	備考
1.				
2.				
3.				
4.				
5.				

設備等の種類	数量	金額
設備等の種類別		
小計		
合計		

5 先債設備等導入に必要な資金の調達及びその調達方法

調達方法	資金調達方法	金額

6 費用に関する事項

様式第24
 事業継続力強化計画に関する認定申請書
 年 月 日
 業
 位 所
 業 所
 代表者の氏名及び住所
 代表者の役職及び住所
 業種
 設立年月日
 中小企業等経営強化法第9条第1項の規定に基づき、業種の範囲について認定を受けたいので申請します。
 (説明) 前記の大きさは、日本産業規格A4とする。

(説明)
 事業継続力強化計画
 1 名称等
 ① 名称
 ② 代表者名
 ③ 資本金又は出資の額
 ④ 訂立の名称
 ⑤ 設立年月日

2 事業継続力強化の目標
 ① 自社の事業活動の概要
 ② 事業継続力強化に関する目的
 ③ 事業継続力強化計画の概要
 ④ 事業継続力強化計画の進捗状況
 ⑤ 事業継続力強化計画の成果
 ⑥ 事業継続力強化計画の課題
 ⑦ 事業継続力強化計画の見直し

項目	事業継続力強化の目標	事業継続力強化の進捗状況	事業継続力強化の成果
(1) 自然災害被害軽減			

1	人形の安全確保			
2	作業時の緊急時体制の整備			
3	作業状況の把握 経路管理の確保			
4	その他			

(9) 事業継続の確保に関する取組及び評価

1	事業継続の確保に関する取組		
2	事業継続の確保に関する取組		
3	事業継続の確保に関する取組		
4	事業継続の確保に関する取組		

(10) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(11) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(12) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(13) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

確認項目

1	事業継続計画(BCP)の策定状況	
2	事業継続計画(BCP)の実施状況	
3	事業継続計画(BCP)の見直し状況	

(14) 事業継続の確保に関する取組

1	事業継続計画(BCP)の策定状況	
2	事業継続計画(BCP)の実施状況	
3	事業継続計画(BCP)の見直し状況	

(15) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(16) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(17) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(18) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(19) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(20) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(21) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(22) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(23) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

(24) 事業継続の確保に関する取組

項目	内容	担当者(氏名/氏名)	所在地
1			
2			
3			
4			

様式第25

様式第25

認定事業継続計画(BCP)の見直しに関する認定申請書

年 月 日

所 属

位 階

業 種

代表者の氏名及び氏名

年 月 日付に認定を受けた事業継続計画(BCP)について下記のとおり変更した
1. 内容、中心企業等事業継続計画(BCP)の見直しに基づき認定を申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容

(備考)
用紙の不足は、日本産業規格4-10とする。

(備考)
事業継続計画(BCP)

1. 名称等
フ リ ャ ッ
事業者の氏名又は名称 _____

代表者の氏名及び氏名 _____ 役職を担う従業員の名 _____
事業年度(会計年度) _____ 業種 _____ 設立年月日 _____
加入番号 _____

2. 事業継続計画(BCP)の見直し
目的(事業継続計画(BCP)の見直し)
事業継続計画(BCP)の見直し
目的 _____
事業継続計画(BCP)の見直し
目的(見直し)の内容 _____

1. 変更事項
2. 変更事項の内容

自然災害等の発生が
事業継続計画(BCP)に与える影響
(人員に関する影響)
(建物・設備に関する影響)
(設備に関する影響)
(業務に関する影響)
(その他に関する影響)

3. 事業継続計画(BCP)の見直し
自然災害等の発生が事業継続計画(BCP)に与える影響

項目	事業継続計画(BCP)の見直し	責任者の氏名	事業継続計画(BCP)の見直し
1			
2			
3			
4			

1	人々の安全確保			
2	事業所の安全衛生計画の整備			
3	教育状況の把握			
4	事故原因の把握			

(2) 事業継続力強化に関する取組の状況

1	業務改善等の実施した業種(以下「業種」)	
2	人員削減の有無	
3	事業継続力強化に関する設備、機器及び設備の導入	
4	事業継続力強化に関する他の取組	
5	資金の調達手段の確保	
6	事業継続を確保するための取組状況の確保	

(3) 事業継続力強化の効果の確保

1	目的	取組事項の名称/形式	効果
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

継続期間

開始年度	終了年度
------	------

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び担当並びにその代表者の氏名並びにその担当の役割

名称	
役割	
代表者の氏名	
担当の役割	
名称	
役割	
代表者の氏名	
担当の役割	
名称	
役割	
代表者の氏名	
担当の役割	

(5) 平時の迅速な情報収集、連絡及び報告の実施その他の事業継続力強化の実施に貢献する者の役割

--	--

4 実施時期

年 月 日 ~ 年 月 日

実施期間	取組	取組方法	金額(千円)

5 その他

(1) 補助金の確保(必要)

補助項目	千円(千円)
------	--------

事業継続力強化の実施に当たり、補助金の確保及びその活用(補助金に際する法律(昭和二十三年法律五十七号)、下関市企業振興法(昭和廿九年法律第三十一年)その他の法律)に準じて実施することにより、下関市企業振興法(昭和廿九年法律第三十一年)その他の法律に基づき、補助金の確保が図られることと見込まれる。

(2) その他事業継続力強化に関する取組(任意)

取組内容	千円(千円)
------	--------

オンラインで取組履歴(PDF)に電子印字を印刷しています。

PDFを印刷する場合は、印刷範囲を選択する必要があります。

PDFを印刷する場合は、印刷範囲を選択する必要があります。

(※1) 国土強靭化に貢献する取組を指します。

(※2) 事業継続マネジメントシステム(BCMS)の取組を指します。

様式第26

様式第26
業務継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

取組

氏 名

代表者の役職及び氏名

申請書等提出後、認定申請書の提出に基づき、申請書の内容について認定を受けた場合があります。

(備考) 掲載の大きさには、日本縦向きが基本となります。

5.	役員及び監査役の任期	
	役員候補者及び監査役候補者の選任方法	
6.	役員候補者及び監査役候補者の選任方法	
	役員候補者及び監査役候補者の選任方法	
7.	役員候補者及び監査役候補者の選任方法	
	役員候補者及び監査役候補者の選任方法	

8. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	氏名	性別	年齢	職歴	選任理由
2.					
3.					
4.					
5.					

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

9. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

10. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

1. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

2. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

3. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

4. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

5. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

6. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

7. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

8. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

9. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

10. 役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1.	候補者名	年齢(平均)	職歴	選任理由
2.				
3.				

役員候補者及び監査役候補者の選任方法

1. 役員候補者

2. 役員候補者の選任方法

3. 役員候補者の選任方法

4. 役員候補者の選任方法

5. 役員候補者の選任方法

6. 役員候補者の選任方法

7. 役員候補者の選任方法

8. 役員候補者の選任方法

9. 役員候補者の選任方法

10. 役員候補者の選任方法

(9) 連携事業継続力強化計画

1. 名称 _____

2. 実施主体
 事業者の氏名又は名称 _____

代表者の氏名及び氏名 _____ 兼務使用する従業員の数 _____
 資本金又は出資の額 _____ 業種 _____
 法人番号 _____ 設立年月日 _____

3. 連携事業継続力強化を行う中小企業者(代表者を除く)

1.	名称 _____
	代表者の氏名及び氏名 _____ 兼務使用する従業員の数 _____
	資本金又は出資の額 _____ 業種 _____
	法人番号 _____ 設立年月日 _____
2.	名称 _____
	代表者の氏名及び氏名 _____ 兼務使用する従業員の数 _____
	資本金又は出資の額 _____ 業種 _____
	法人番号 _____ 設立年月日 _____
3.	名称 _____
	代表者の氏名及び氏名 _____ 兼務使用する従業員の数 _____
	資本金又は出資の額 _____ 業種 _____
	法人番号 _____ 設立年月日 _____

4. 連携事業継続力強化を行う中小企業者の氏名及び住所並びにその代表者の氏名

1.	名称 _____
	代表者の氏名及び氏名 _____ 兼務使用する従業員の数 _____
	資本金又は出資の額 _____ 業種 _____
	法人番号 _____ 設立年月日 _____

5. 連携事業継続力強化の内容

連携事業継続力強化を行う中小企業者及びその代表者の氏名	
連携事業継続力強化に 取り組む内容	
事業活動に影響を及ぼす 自然災害等の発生	<input type="checkbox"/> 全ての連携事業者が、事業の全ての商品について「ネットショップ」等によって自然災害等のリスクを軽減している。(具体的な内容) <input type="checkbox"/> 全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分散した。(具体的な内容)
自然災害等の発生が 事業活動に及ぼす影響	<input type="checkbox"/> 全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分散した。(具体的な内容)

6. 連携事業継続力強化の内容
 (1) 連携事業継続力強化における連携の種類

1.	前号等を基に長期的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
	(具体的な内容)
2.	連携における短期的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
	(具体的な内容)
3.	その他の連携の形態である。(該当する場合は、チェック。)
	(具体的な内容)

(2) 連携事業者間の協力の態様

(3) 連携事業継続力強化に関する留意点

1.	連携事業者間の協力の態様 全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の継続に関する方針を決定している。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
2.	全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を決定している。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
3.	全ての連携事業者が、自然災害が発生した場合における労働者の安全確保が実施されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
4.	全ての連携事業者が、顧客対応を把握し、顧客情報について情報開示を行う手順が決定されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)

1.	オンライン上における業務の連携である。(該当する場合は、チェック。)
	(具体的な内容)
2.	連携における短期的な連携である。(該当する場合は、チェック。)
	(具体的な内容)
3.	その他の連携の形態である。(該当する場合は、チェック。)
	(具体的な内容)

(2) 連携事業者間の協力の態様

(3) 連携事業継続力強化に関する留意点

1.	連携事業者間の協力の態様 全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の継続に関する方針を決定している。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
2.	全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を決定している。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
3.	全ての連携事業者が、自然災害が発生した場合における労働者の安全確保が実施されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)
4.	全ての連携事業者が、顧客対応を把握し、顧客情報について情報開示を行う手順が決定されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容)

1.	(具体的な内容)
2.	連携事業者それぞれの役割
3.	事業及び商品内容
4.	自然災害等の発生した場合における人員体制の確保
5.	連携事業者それぞれの役割
6.	事業及び商品内容
7.	事業活動の継続するための顧客対応態様の確保
8.	事業活動の継続するための重要情報の確保
9.	事業継続力強化計画の概要
10.	1) 目的 2) 目的 3) 目的の名称/形式 4) 所在地

1			
2			

3	決議等の種類	決議(千円)	議案	決議(千円)
4				
5				

議決事項		千円(千株)
1 取締役の選任、解任(取締役会規則(以下本報告書に「規則」と記載するもの)及び取締役会規則(以下「本報告書前編(以下等)」と記載するもの)からなる書類)によるもの 2 取締役の報酬(以下「本報告書前編(以下等)」に記載するもの)		

6 議決事項の履行状況の概要に該当する者の名前及び住所並びにその代表者の氏名並びにその職名の内訳

氏名	
住所	
代表者の氏名	
職名の内訳	

氏名	
住所	
代表者の氏名	
職名の内訳	

氏名	
住所	
代表者の氏名	
職名の内訳	

7 当該議決事項の履行状況、決議及び議決の結果として議決事項の履行に支障が生ずるおそれのある事項

--

8 決議時期 年 月 日

9 議決事項の履行状況を把握するための必要と認められる調査方法

項目	経過・内容	調査調査方法	金額(千円)
1			
2			

議決事項		千円(千株)
議決事項の履行状況の概要に該当する者の名前及び住所並びにその代表者の氏名並びにその職名の内訳 1 取締役の選任、解任(取締役会規則(以下本報告書に「規則」と記載するもの)及び取締役会規則(以下「本報告書前編(以下等)」と記載するもの)からなる書類)によるもの 2 取締役の報酬(以下「本報告書前編(以下等)」に記載するもの)		